

施設使用料金設定の考え方

1 概要

- 施設の使用料金については、事業者提案の額を基準に、市と協議の上で調整を行い決定する。
なお、提案に当たっては、施設の位置づけを踏まえた上で、本書を参考に行うこと。
- 市は上を踏まえ、供用開始までに米子市体育施設条例において、使用料金の上限額を定めることとする。

2 新体育館の使用料金

(1) 基本的な考え方

- ・新体育館は県立米子産業体育館、米子市民体育館及び米子市営武道館を統廃合し、その機能を引き継ぐ施設であり、従前の施設で開催していた大会や利用者についても引き継ぐこととなるため、営利性のない利用区分に関しては、従前の施設の使用料金を基準に、面積増や機能増を勘案した形での料金設定とすること。
- ・営利性のある利用区分に関しては、施設の収益性も考慮した上で、近隣の施設や事業者の需要見込みを踏まえ、料金設定を行うこと。

(2) 諸室・機能ごとの料金設定について

①メインアリーナ及びサブアリーナ

- ・使用区分を下表のとおり分類し、それぞれについて、1時間ごとの料金の提案を行うこと。

区分			
専用使用※1 ※メインアリーナは 全面、2/3面、1/2 面、1/3面、サブア リーナは全面、1/2 面の料金が必要	入場料金等を 徴収しない場 合	アマチュアスポーツ に使用する場合	中学生以下の生徒及び児童 一般
		アマチュア以外のスポーツに使用する場合	
	入場料金等を 徴収する場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	中学生以下の生徒及び児童 一般
アマチュア以外のスポーツに使用する場合			
個人使用※2	中学生以下の生徒及び児童		
	中高生以下の学生及び生徒		
	一般		

※1 体育施設の一括使用をいう。

※2 体育施設の使用されていない部分において、個人がバドミントン、卓球、体操等に使用することをいう。

- ・入場料金等を徴収する場合の使用料は、当該入場料金等の最高額に100（アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、150）を乗じて得た額を加算した額とする。
- ・日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は入場料金等を徴収する場合に限り、当該体育施設の使用料の額に100分の20を乗じて得た額を加算する。

②武道場

- ・使用区分を下表のとおり分類し、それぞれについて、1時間ごとの料金の提案を行うこと。

区分	
柔道場	専用使用
	部分使用
	個人使用
	高校生以下 一般

剣道場	専用使用	
	部分使用	
	個人使用	高校生以下
		一般

③会議室

- ・部屋ごとに1時間ごとの料金の提案を行うこと。分割使用できる場合は、分割使用時の料金についても提案すること。

④多目的室兼トレーニングルーム

- ・専用使用（1時間）の料金の提案を行うこと。多目的室とトレーニングルームを区分して利用できる場合は、それぞれについて料金提案を行うこと。
- ・トレーニング器具の使用に関しては、個人使用時の1回あたりの料金提案についても行うこと。また、回数券（1組11枚綴り）等、施設の利便性向上や利用促進に繋がる提案を行うことができる。

⑤冷暖房及び照明設備について

- ・冷暖房の料金は①～④について、照明設備の料金は①について、それぞれ提案することができる。ただし、④のうち、トレーニング器具の個人使用に関しては、冷暖房料金の加算は行わないこととする。

⑥その他

- ・キッズルームの使用は無料とする。
- ・設備器具の使用料は米子市体育施設条例施行規則第7条別表に定めるとおり。

3 既存施設の使用料金

- 米子市体育施設条例第20条第2項に基づき、同条例別表第2に定める額の範囲内において使用料金の提案をすることができる。

4 駐車場、駐輪場の使用料金

- 駐車場及び駐輪場の使用料金は無料とする。

5 その他

- 本書に定めのない事項に関する料金についても、事業者提案を行うことができる。
- とっとり県民の日、9月の第2土曜日及びその翌日については原則、事前予約は受け付けず、当日の利用料金は無料とする。ただし、大会等事前に予約が必要な場合においては、県民の日にはふさわしい行事に限り、利用料を免除する。詳細については、PFI事業者と市（及び鳥取県）との協議により決定する
- その他、使用料の減免については、既存施設の取扱いを踏まえた上で、市（及び鳥取県）と協議し決定する。